事業所の皆様へ



消防団活動へのご理解
ご協力をお願いします！















公益財団法人　愛媛県消防協会

愛　媛　県

1.「消防団」とは?

消防団は、市町の消防機関の一つで、その構成員である消防団員は、日頃は別の仕事等をしている非常勤特別職の地方公務員です。消防団員には、活動服や装備が用意されているほか、年額報酬や出動手当が支給されます。消防団員は「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神のもと、地域に密着して活動し、地域住民の安全と安心を守る重要な役割を担っています。愛媛県では、約2万人の消防団員がそれぞれの地域で活躍しています。



～地域防災の担い手として、様々な活動を行っています～

災害時
消火活動、救助・救出活動
警戒巡視、避難誘導 等

平常時
消火・防災訓練、防火啓発活動
応急手当の普及指導 等

多様な消防団員

より多くの方に参加いただくために、消防団には、能力や事情に応じて活動の時間や内容を限定した「機能別消防団員・分団」という制度があります。県内にも事業所従業員、市職員、消防職・団員ＯＢ、大学生や女性などがメンバーの機能別消防団員・分団が組織されています。

～消防団を地域防災の要とする法律も定められています～

平成25年12月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が定められました。この法律は、国や地方公共団体がやらなければならないことをはっきりさせるほか、住民の皆様にもやっていただくこと、そのことについての行政からの支援などを定めています。

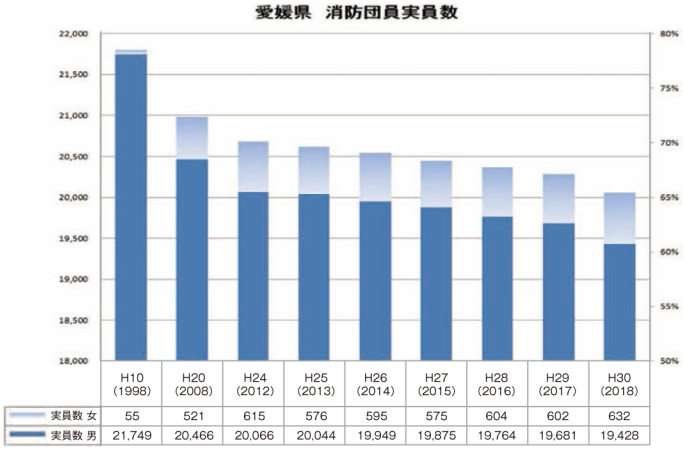
災害が起こると消防署や消防団などが出動して消火や水防、救助救急などをします。大きな災害になると、消防署では全国的な応援体制を作っていますが、被災地に到着するまでにどうしても時間がかかります。災害発生直後は、地元の消防、地元の人々しかいないのです。もちろん消防団は、地元の中心となって活動しています。しかし、東日本大震災などの教訓から、団員を十分に確保し、もっと充実強化しなければならないことが指摘されています。



2.消防団を取り巻く状況

消防団員に占める被雇用者の割合が増加

かつては自営業者が多くを占めていましたが、被雇用者いわゆるサラリーマンが増加し、現在は全体の約７割となっています。サラリーマンの場合、勤務地が居住地から離れることがあるため、地域によっては昼間の消防力の確保が懸念されています。県内では、昼間の消防力を確保するため、勤務時間内に活動時間を限定した事業所消防団員（機能別消防団員）を組織しているところもあります。

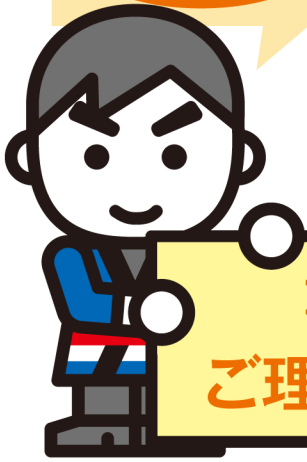


	H10 (1998)	H20 (2008)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
実員数 女	55	521	615	576	595	575	604	602	632
実員数 男	21,749	20,466	20,066	20,044	19,949	19,875	19,764	19,681	19,428

消防団員数の減少傾向

社会経済情勢、地域社会、就業構造、国民意識の大きな変化に伴い、全国的に消防団員は減少傾向にあります。

一方で、女性消防団員や機能別消防団員は増加傾向にあり、今後いかに適正な規模の活力ある消防団を確保していくかが大きな課題となっています。



地域防災の要である消防団員を確保していくため

事業者の皆様の消防団活動への
ご理解とご協力が不可欠となっています



3.「消防団協力事業所」とは?

消防団活動に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として市町や国が認定する制度。これらの事業所が増えることにより、地域の防災体制の一層の充実が期待できます。

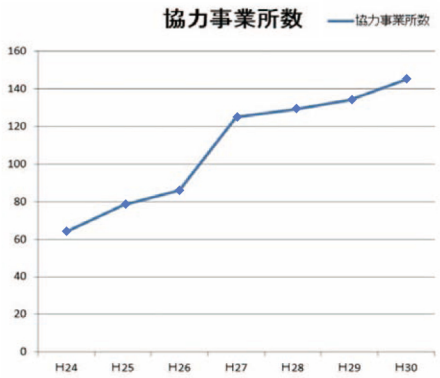
「消防団協力事業所表示マーク」
事業所の消防団への協力を消防団員と事業所の従業員をイメージした輪の連結で力強く表現し、また、ハート型は地域を思う心を併せて表現しています。

認定要件

各市町によって要件は異なりますが、概ね次のとおり

- 従業員が消防団に相当数入団していること
- 従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
- 災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
- 従業員による機能別分団等を設置していること等

愛媛県では、消防団協力事業所に対して、知事表彰を実施しています。





「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」がめざすもの

○事業者の協力（第 11 条）
これから消防団員を確保するためには、被雇用者の入団が不可欠です。そのためには、消防団への入団、訓練、災害現場への出動について、会社の経営者など使用者のご理解を頂くことが大事です。これまでも「消防団協力事業所」の認定などいろいろな対策がとられていますが、今回の法律では、「事業者」は「従業員」の消防団への入団や活動について、できる限り配慮するものとしています。また、消防団員としての活動などを理由として解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないこと、国および地方公共団体は、従業員の消防団活動について事業者の理解が深まるよう、財政上または税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとするとされています。



4.最近の消防団等の活躍



平成30年7月豪雨

消防団員は、自らも被災者でありながら「自分たちの町は自分たちで守る」という精神のもと、消防署（局）をはじめとした関係機関とともに、不眠不休で活動を行いました。

7/2(月) 台風7号の接近に伴い、各消防本部では警戒態勢。金曜日にも警報発令の可能性を察知。

7/6(金) 県内ほぼ全域に警報が発令 ▶ **各市町の消防団は、警戒のため待機**



7/7(土) 愛媛県内各地で避難勧告が発令 ▶ **土のう積み、警戒活動などを実施**
避難指示がでた市町消防団 ▶ **避難誘導、避難所運営・支援活動**

7/8(日) 救助活動、安否確認、捜索活動
その後、排水作業、清掃作業など、自分の家屋を後回しに住民のために活動を続けた。



消防団は、通常の火災出動に加え、火災防御活動や住民の避難支援、被災者の救出・救助などの活動を行い、大きな成果を上げています。



Corporate Social Responsibility

事業所として消防団員活動に協力することが、地域社会の構成員として防災に貢献する取組となり、当該事業所の信頼向上につながると同時に地域防災力の充実強化につながります。

今後さらに多くの事業所による地域防災への理解と積極的な取組みが必要とされています。





〈消防団への入団やご協力については、次の窓口にお問い合わせください。〉

消防団名		担当部署	〒	住所	電話番号
今治市消防団	今治市消防本部	総務課	794-0043	今治市南宝来町2-1-1	0898-32-2755
新居浜市消防団	新居浜市消防本部	総務警防課	792-0025	新居浜市一宮町1-5-1	0897-65-1340
西条市消防団	西条市消防本部	総務課消防団係	793-0028	西条市新田183-1	0897-56-0250
四国中央市消防団	四国中央市消防本部	安全･危機管理課	799-0413	四国中央市中曽根町500	0896-28-6935
上島町消防団	上島町消防本部	総務予防課	794-2506	越智郡上島町弓削下弓削1037	0897-77-4118
松山市消防団	松山市消防局	地域防災課	790-0811	松山市本町6-6-1	089-926-9229
伊予市消防団	伊予消防等事務組合消防本部	危機管理担当	799-3111	伊予市下吾川950-3	089-982-0119
東温市消防団	東温市消防本部	総務予防課	791-0203	東温市横河原1376	089-964-5211
久万高原町消防団	久万高原町消防本部	消防総務課	791-1207	上浮穴郡久万高原町下野尻甲33	0892-21-2411
松前町消防団	伊予消防等事務組合消防本部	松前消防署 警防係（消防団係）	791-3120	伊予郡松前町筒井809-1	089-984-3404
砥部町消防団	伊予消防等事務組合消防本部	砥部消防署 警防担当（消防団係）	791-2120	伊予郡砥部町宮内1350-2	089-962-2119
宇和島市消防団	宇和島市役所	総務部危機管理課	798-8601	宇和島市曙町1番地	0895-49-7006
八幡浜市消防団	八幡浜市役所	総務課危機管理･原子力対策室消防団係	796-8501	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111
大洲市消防団	大洲市役所	危機管理課	795-8601	大洲市大洲690-1	0893-24-1742
西予市消防団	西予市消防本部	消防総務課	797-0015	西予市宇和町大字卯之町2-377	0894-62-4700
内子町消防団	内子町役場	総務課危機管理班	795-0392	喜多郡内子町平岡甲168	0893-44-2111
伊方町消防団	伊方町役場	総務課	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦1993-1	0894-38-0211
松野町消防団	松野町役場	防災安全課	798-2192	北宇和郡松野町大字松丸343	0895-42-1111
鬼北町消防団	鬼北町役場	総務財政課危機管理係	798-1395	北宇和郡鬼北町近永800-1	0895-45-1111
愛南町消防団	愛南町消防本部	庶務課	798-4341	南宇和郡愛南町蓮乗寺473	0895-72-0119

宇和島地区広域事務組合消防本部	798-0060	宇和島市丸之内5-1-18	0895-22-7539
八幡浜地区施設事務組合消防本部	796-0010	八幡浜市松柏796	0894-22-0119
大洲地区広域消防事務組合消防本部	795-0012	大洲市大洲1034-4	0893-24-2666
愛媛県消防協会	790-0864	松山市築山町1-35	089-921-8517
愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2316